

2011年3月15日

業務改善計画の提出について

スタンダードチャータード銀行在日支店(CEO:クリストファー・R・ナイト)は、2月15日に発動された業務改善命令に基づき、本日、金融庁へ業務改善計画を提出いたしました。

今般の業務改善命令に関しまして、お客様をはじめとする関係者の皆様にご心配・ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。弊行在日支店におきましては、今般の処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けて、指摘された問題の改善措置にすでに着手しております。

弊行は、今後も法令等遵守態勢および内部管理態勢のさらなる改善に取り組むとともに、今後も引き続き、お客様本位の事業を展開して参る所存でございます。

業務改善計画の概要は別紙のとおりです。

以上

本件に関するお問い合わせは下記にて承ります。

スタンダードチャータード銀行
コーポレート・アフェアーズ部
Tel: 03-5511-1245 / Fax: 03-5511-9311
CA.japan@sc.com

別紙：業務改善計画の概要

本日金融庁へ提出した業務改善計画の概要は以下のとおりです。

法令等遵守(コンプライアンス)にかかる内部管理態勢を以下の観点から構築することといたします(人的構成と体制の構築を含みます)。

(1) 法令等遵守にかかる経営姿勢及び責任体制の明確化

- 法令等遵守にかかる経営姿勢を明確化いたします。
- 法令等遵守にかかる CEO の責任を明確化いたします。
- 法令等遵守にかかる法務コンプライアンス部および内部監査・アシュアランス部の責任を明確化いたします。

(2) 法務・コンプライアンス機能の再構築・整備

- アシュアランスの分離と法務・コンプライアンス部の増員を行います。
- 事故報告態勢の見直しと苦情処理態勢の見直しを行います。
- 法令改正への対応や当局への法令照会手法を厳格化いたします。

(3) 役職員の法令諸規則に対する理解と遵守の徹底及び法令遵守意識の醸成・向上

- コンプライアンス・マニュアルの改訂と規程類の見直しを行います。
- 継続的なトレーニングを実施いたします。
- 懲戒委員会の適正な運営、コンプライアンス関連情報の人事評価への反映を行います。

(4) 法令諸規則に則った適正な業務運営・管理を確保するための監査体制・方法等の抜本的な見直し、実効性のある監査及び監査後のフォローアップの実施

- 内部監査部署を設置いたします。
- 監査部門の管轄を明確にして独立性を確保いたします。
- 監査発見事項等の報告とフォローアップ態勢を確立いたします。

以上